

電気工事業に係る手続き、  
注意事項、様式（記入見本）の手引き

**【電気工事業者用】**

福島県危機管理部消防保安課

令和6年3月作成

§ 1 登録電気事業者の手続き

    § 1-1 登録電気事業者の登録申請…………… P 1

    § 1-2 登録電気事業者の更新登録…………… P 10

    § 1-3 登録事項の変更届出…………… P 18

    § 1-4 登録行政庁の変更届出…………… P 22

    § 1-5 登録電気事業者の承継の届出…………… P 24

    § 1-6 登録電気事業者の事業廃止の届出…………… P 35

    § 1-7 登録電気事業者の登録証の再交付…………… P 38

    § 1-8 登録電気事業者のみなし登録電気事業者への変更…………… P 40

§ 2 通知電気事業者の手続き

    § 2-1 通知電気事業者の事業開始通知…………… P 42

    § 2-2 通知電気事業者の通知事項の変更届…………… P 47

    § 2-3 通知行政庁の変更通知…………… P 51

    § 2-4 通知電気事業者の受理通知書の再交付…………… P 53

    § 2-5 通知電気事業者の事業廃止の通知…………… P 55

§ 3 みなし登録電気事業者の手続き

    § 3-1 みなし登録電気事業者の事業の開始届出…………… P 57

    § 3-2 みなし登録電気事業者の届出事項の変更届出…………… P 64

    § 3-3 みなし登録電気事業者の受理通知書の再交付…………… P 67

    § 3-4 みなし登録電気事業者の事業廃止の届出…………… P 69

§ 4 みなし通知電気事業者の手続き

    § 4-1 みなし通知電気事業者の事業の開始通知…………… P 71

    § 4-2 みなし通知電気事業者の届出事項の変更通知…………… P 74

    § 4-3 みなし通知電気事業者の受理通知書の再交付…………… P 77

    § 4-4 みなし通知電気事業者の事業廃止の通知…………… P 79

§ 5 共通

    § 5-1 登録電気事業者登録簿の謄本の交付等…………… P 81

(参考) 各電気事業者の区分について

		登録電気 事業者	通知電気 事業者	みなし登録 電気事業者	みなし通知 電気事業者
できる工事	一般用電気工作物等	○	—	○	—
	自家用電気工作物	○	○	○	○
開始登録・通知		事前 30日前迄	事前 10日前迄	事後 30日以内	事後 30日以内
更新		5年ごと	—	建設業許可の 更新時 (変更扱い)	—
主任電気工事士		必要	不要	必要	不要

§ 1 - 1 登録電気工事業者の登録申請

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録電気工事業者の登録申請
2	手続きの概要	一般用電気工作物等、又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の工事の業務を営もうとする者は、予め登録を受ける。
3	根拠規定	電気工事業法第3条第1項
4	申請単位	登録を受けようとする事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	業務を開始しようとする30日前を目安に提出してください
6	提出先	○ 1つの地方振興局管内のみに営業所を置く場合 → 各地方振興局県民（環境）部に申請 ※(特例)白河市のみに営業所を置く場合、白河市役所建築住宅課に申請 ○ 2つ以上の地方振興局管内に営業所を置く場合 → 県庁消防保安課に申請 ○ 2つ以上の都道府県に営業所を置く場合 → 経済産業省への申請となります。別途お問い合わせください。
7	申請手数料	22,000円（福島県収入証紙により納付をお願いします）
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	① 登録電気工事業者登録申請書【規則様式第1】 ② 登記事項証明書（法人の場合のみ。） ③ 誓約書 →申請者が個人の場合、【添付様式1】 申請者が法人の場合、【添付様式2】 ④ 誓約書（主任電気工事用）【添付様式3】 → 申請者が個人で、申請者自身が主任電気工事士となる場合のみ提出不要。 ⑤ 雇用証明書【添付様式4】 → 申請者が個人で、主任電気工事士を雇用する場合、又は、申請者が法人で、役員以外が主任電気工事士となる場合のみ提出。 ⑥ 主任電気工事士等実務経験証明書 → 主任電気工事士が第2種電気工事士の場合のみ提出。 → 現在雇用されている者から証明を受ける場合、【添付様式5】 → 過去に雇用していた者から証明を受ける場合、【添付様式6】 ⑦ 主任電気工事士となる者の電気工事士免状（写し） ※ 第一種電気工事士を主任電気工事士とする場合は、講習受講状況の確認のため、裏面の写しも添付してください。 ⑧ 営業所位置図【添付様式10】
10	注意事項	② 登記事項証明書は、なるべく最近取得したもの（概ね3か月以内）を提出してください。 ⑥ 過去に勤務していた会社から実務経験証明書を得ることができない場合（法人閉鎖、発行拒否等）は、下記までご相談ください。 ○ 登録証が発行されますので、紛失しないようにしてください。 なお、有効期間は登録日の翌日から5年間です。
11	お問い合わせ先	県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709 県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295 県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548 会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295 南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062 相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144 いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203 白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表） 県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189 ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）

( 福島県収入証紙はりつけ欄 )

登録電気工事業者  
登録申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事様

住所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 ㈱★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

電気工事の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
㈱★★ 電気工事 □□営業所	福島県郡山市 会津1-2-3	一般用電気工作物等、自家用電気工作物	★★ ◆◆	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号

2 法人にあつては、その役員の氏名

取締役 ★★ ○○、執行役 ★★ ◎◎  
※登記簿謄本に記載されている役員の役職、氏名を記入

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあつては※印を付すること。
- 5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号の欄には記載することを要しない。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲▲ ⑧

私 ★★ ▲▲ は、電気工事業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲ ㊞

当社及び当社の役員は、電気工事業の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

登録申請者  
又は届出者

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役

代表者の氏名 ★★ ▲▲ ㊟

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
(株)★★電気工事□□営業所	★★ ◆◆	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号

[添付様式4]

## 雇 用 証 明 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

登録申請者  
又は届出者

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役

代表者の氏名 ★★ ▲▲

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明します。

記

主任電気工事士の氏名	★★ ◆◆
住 所	福島県郡山市相馬 1 - 2
生 年 月 日 ・ 年 令	昭和 5 6 年 7 月 8 日 満 4 2 才
雇 用 年 月 日	平成 1 2 年 3 月 4 日

### 主任電気工事士等実務経験証明書

(1) 登録申請者（届出者）本人  
 下記 1 の電気工事士は、(2) 登録申請者（届出者）の役員 であり  
(3) 登録申請者（届出者）の使用人

下記 2 のとおり電気工事に従事していることに相違ありません。

令和 6 年 1 月 1 日

登録申請者 (株)★★電気工事  
 又は届出者 代表取締役 ★★ ▲▲

福島県知事 様

#### 記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名	★★ ◆◆
	生年月日・年令	昭和 56 年 7 月 8 日 42 才
	現住所	〒963-9999 福島県郡山市相馬 1-2
	電気工事士免状の交付年月日	平成 11 年 1 月 1 日
	免状交付番号	福島県知事 第 2 種電気工事士 第 99999 号
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴		
所 属 名	期 間	業 務 の 内 容
工事部工事課	H12 年 3 月 4 日 ～ R5 年 12 月 31 日	左記の期間、一般用電気工作物等の工事に作業員として従事した。 <具体的な作業内容> ・コンセント等の移設・増設に伴う低圧屋内配線工事 (工事件数年間 20 件)

(記載注意)

- 1 この証明書は、被証明者 1 人につき作成すること。
- 2 (1) 登録申請者（届出者）本人、(2) 登録申請者（届出者）の役員、(3) 登録申請者（届出者）の使用人については、該当するものを○でかこむこと。
- 3 所属名は、○○営業所○○担当というごとく具体的に記入すること。
- 4 業務の内容は、○○用電気工作物の電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
- 5 なお、主任電気工事士の職歴のあるものについては、その旨を明記すること。

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

令和 6 年 1 月 1 日

住 所 大阪府大阪市梅田区難波1-1-1  
 証 明 者 氏名又は名称 大阪電気工事㈱  
 法人にあっては  
 代表者の氏名 鶴橋 太郎

福島県知事 様

記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名	★★ ◆◆	
	生年月日・年令	昭和56年7月8日 42才	
	現 住 所	〒963-9999 福島県郡山市相馬1-2	
	電気工事士免状の交付年月日	平成11年1月1日	
	免 状 交 付 番 号	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号	
2 電気工事に従事した職歴			
所 属 名		期 間	業 務 の 内 容
工事部工事課		H12年3月4日 ～ R5年12月31日	左記の期間、一般用電気工作物等の工事に作業員として従事した。 <具体的な作業内容> ・コンセント等の移設・増設に伴う低圧屋内配線工事 (工事件数年間20件)
3 証明者の事業内容		電気工事業	

(記載注意)

- 1 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というごとく具体的に記入すること。
- 2 業務の内容は、〇〇用電気工作物の電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
- 3 なお、主任電気工事士の職歴のあるものについては、その旨を明記すること。

[添付様式 10]

営業所位置図

営業所の名称 ㈱★★電気工事 □□営業所

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 1 - 2 登録電気事業者の更新登録

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録電気事業者の更新登録
2	手続きの概要	登録電気事業者の登録有効期間は5年であるため、有効期間満了後も引き続き電気工事業を営む場合は、更新登録をする。
3	根拠規定	電気工事業法第3条第3項
4	申請単位	更新登録を受けようとする事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	有効期間が満了する30日前までに
6	提出先	登録を受けている行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に申請
7	申請手数料	12,000円（福島県収入証紙により納付をお願いします）
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	① 登録電気事業者更新登録申請書【規則様式第2】 ② 登記事項証明書（法人の場合のみ。） ③ 誓約書 →申請者が個人の場合、【添付様式1】 申請者が法人の場合、【添付様式2】 ④ 誓約書（主任電気工事用）【添付様式3】 →申請者が個人で、申請者自身が主任電気工事士となる場合のみ提出不要 ⑤ 雇用証明書【添付様式4】 →申請者が個人で、主任電気工事士を雇用する場合、又は、申請者が法人で、役員以外が主任電気工事士となる場合のみ提出。 ⑥ 営業所位置図【添付様式10】 ⑦ 交付を受けている登録電気事業者登録証
10	注意事項	② 登記事項証明書は、なるべく最近取得したもの（概ね3か月以内）を提出してください。 ○ 更新登録とは、従前の登録内容を引き継ぐものですので、登録内容に変更がある場合、更新はできません。先に <a href="#">§ 1 - 3 登録事項の変更届出</a> が必要です。 ○ 登録電気事業者登録証を紛失した場合は、「登録証紛失届【添付様式12】」を添付してください。
11	お問い合わせ先	県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709 県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295 県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548 会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295 南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062 相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144 いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203 白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表） 県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189 ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）

( 福島県収入証紙はりつけ欄 )

登録電気工事業者  
更新登録申請書

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 0 2 4 - 9 9 9 - 0 0 0 0

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第3項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 現在の登録の年月日及び登録番号 令和 1 年 2 月 1 0 日 第 ABC1008 号
- 2 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
(株)★★ 電気工事 □□営業所	福島県郡山市 会津1-2-3	一般用電気工 作物等、自家 用電気工作物	★★ ◆◆	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号

- 3 法人にあつては、その役員の氏名

取締役 ★★ ○○、執行役 ★★ ◎◎  
※登記簿謄本に記載されている役員の役職、氏名を記入

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること
- 4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあつては※印を付すること。
- 5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲▲ ⑩

私 ★★ ▲▲ は、電気工事業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲ ㊞

当社及び当社の役員は、電気工事業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

# 誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

登録申請者  
又は届出者

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役

代表者の氏名 ★★ ▲▲ ㊟

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
(株)★★電気工事□□営業所	★★ ◆◆	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号

[添付様式4]

## 雇 用 証 明 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

登録申請者  
又は届出者

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役

代表者の氏名 ★★ ▲▲

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明します。

記

主任電気工事士の氏名	★★ ◆◆
住 所	福島県郡山市相馬 1 - 2
生 年 月 日 ・ 年 令	昭和 5 6 年 7 月 8 日 満 4 2 才
雇 用 年 月 日	平成 1 2 年 3 月 4 日

[添付様式 10]

営業所位置図

営業所の名称 ㈱★★電気工事 □□営業所

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

[添付様式12]

# 登 録 証 紛 失 届

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 ㈱★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲

代表者の氏名

**更新登録申請**

登録証を紛失し、  
事業廃止の届出

に伴う返納ができませんので届け出ます。

なお、紛失した登録証を発見した場合は、速やかに県に返納いたします。

§ 1 - 3 登録事項の変更届出

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録事項の変更届出
2	手続きの概要	登録電気工事業者の登録事項に変更があった場合には、変更の届出をする。
3	根拠規定	電気工事業法第10条
4	申請単位	変更のあった事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	変更のあった日から30日以内までに
6	提出先	登録を受けている行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に届出
7	申請手数料	登録を受けた者の氏名及び住所、電気工事の種類に係る変更の場合、登録証訂正手数料として2,200円が必要です。（福島県収入証紙により納付をお願いします）
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	<p>①登録事項等変更届出書【規則様式第11】</p> <p>■登録を受けた者の氏名及び住所を変更した場合</p> <p>②登録証</p> <p>③改姓、改名の場合は戸籍抄本（個人の場合）</p> <p>④登記事項証明書（法人の場合）</p> <p>■法人の代表者及び役員の氏名を変更した場合</p> <p>②誓約書（法人の場合）【添付様式2】</p> <p>③登記事項証明書</p> <p>■営業所の名称及び所在地を変更した場合</p> <p>②営業所の位置図【添付様式10】</p> <p>③営業所の増設の場合は、選任された主任電気工事士に関する一切の書類（<a href="#">§ 1 - 1 登録電気工事業者の登録申請</a>の「9 提出書類」の④～⑦のうち、必要なもの）</p> <p>■電気工事の種類を変更した場合</p> <p>②登録証</p> <p>■主任電気工事士の氏名を変更した場合</p> <p>②戸籍抄本</p> <p>■主任電気工事士を変更した場合</p> <p>②新たに選任された主任電気工事士に関する一切の書類（<a href="#">§ 1 - 1 登録電気工事業者の登録申請</a>の「9 提出書類」の④～⑦のうち、必要なもの）</p> <p>■主任電気工事士の電気工事士免状の種類及び交付番号を変更した場合</p> <p>②電気工事士免状の写し</p>
10	注意事項	<p>○ 市町村の廃置分合、区画整理に伴う地番の変更等に伴う住所表記の変更の場合</p> <p>・添付書類は登録証のみです。（変更内容は登録行政庁で確認します）</p> <p>・登録証訂正手数料は不要です。</p>
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

様式第 11(第 7 条)

( 福 島 県 収 入 証 紙 は り つ け 欄 )
-----------------------------

登録事項等変更届出書

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあっては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 0 2 4 - 9 9 9 - 0 0 0 0

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 10 条第 1 項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号 令和 3 年 4 月 5 日 第 ABC1008 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
主任電気工事士の変更 ★★ ◆◆	★★ ●●

3 変更の年月日 令和 5 年 12 月 25 日

4 変更の理由 人事異動のため

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 登録証の添付が必要でない場合は、「登録証を添えて」を削除すること。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲ ㊞

当社及び当社の役員は、電気工事業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

[添付様式 10]

営業所位置図

営業所の名称 ㈱★★電気工事

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして矢印等を記入するのも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 1 - 4 登録行政庁の変更届出

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録行政庁の変更届出
2	手続きの概要	福島県登録の登録電気工事業者が、次に該当することになった場合、登録行政庁が変わるので、届出をする。 A 県内の営業所を廃止して他の1つの都道府県に営業所を置くことになった場合 B 他の都道府県に営業所を増設することになった場合
3	根拠規定	電気工事業法第8条
4	申請単位	変更がある事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	新しい行政庁への登録が完了した後、速やかに。
6	提出先	登録を受けている行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に届出
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	①登録行政庁変更届出書【規則様式第5】 ②福島県知事が交付した従前の登録証 ③新たに登録を行った行政庁が交付した登録証の写し
10	注意事項	○ 新しい行政庁に登録をした時点で福島県の登録は失効します。 ○ 「2. 手続きの概要」のBの場合の新しい行政庁は次の例のとおりです。 ・新たに東北6県、又は新潟県に営業所を設置 →経済産業省関東東北保安監督部東北支部に新規登録申請 ・その他の都道府県に営業所を設置 →経済産業省に新規登録申請
11	お問い合わせ先	県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709 県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295 県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548 会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295 南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062 相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144 いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203 白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表） 県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189 ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）

様式第5（第5条）

## 登録行政庁変更届出書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 0 2 4 - 9 9 9 - 0 0 0 0

電気工事業の業務の適正化に関する法律第8条第2項（第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 従前の登録の年月日及び登録番号

令和 3 年 4 月 5 日 福島県知事 第 ABC1008 号

2 新たに登録をした行政庁、登録の年月日及び登録番号

令和 5 年 12 月 15 日 山形県知事 第 MBS1179 号

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

§ 1 - 5 登録電気事業者の承継の届出

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録電気事業者の承継の届出
2	手続きの概要	登録電気事業者が当該登録に係る事業の全部の譲渡や、登録電気事業者の相続、合併、分割、個人から法人（法人から個人）への切り替えがあったときに、その旨を届け出る。
3	根拠規定	電気工事業法第9条
4	申請単位	承継を受けた事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	承継のあった日から30日以内
6	提出先	登録を受けている行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に届出
7	申請手数料	承継を受けたことにより登録証に記載されている事項（氏名、住所）が変更となる場合、登録証修正手数料として2,200円が必要となります。（福島県収入証紙により納付をお願いします）
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	<p>① 次のうちどちらか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録電気事業者承継届出書【規則様式第6】</li> <li>・登録電気事業者承継届出書【規則様式第7】</li> </ul> <p>※登録電気事業者承継届出書【規則様式第7】は電気工事業法第9条第2項（経済産業省の登録を受けた者とみなす場合）に該当する場合のみに使用します。</p> <p>② 被承継者の登録証</p> <p>③ 誓約書（個人用【添付様式1】、又は、法人用【添付様式2】）</p> <p>■ 承継の事由が譲渡の場合（譲り渡す者が死亡している場合は不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 電気工事業譲渡証明書【規則様式第8】</li> <li>⑤ 登記事項証明書（法人の場合）</li> </ul> <p>■ 承継の事由が相続の場合（法人の相続を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 次のどちらか <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録電気事業者相続同意証明書（会社の役員など、相続人候補が複数の場合）【規則様式第9】</li> <li>・登録電気事業者相続証明書（相続人候補が1人の場合）【規則様式第10】</li> </ul> </li> <li>⑤ 戸籍謄本</li> </ul> <p>■ 承継の事由が合併の場合 追加の添付書類なし</p> <p>■ 承継の事由が分割の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 電気工事業承継証明書【規則様式第10の2】</li> </ul>
10	注意事項	<p>○ 福島県知事の登録を受けた電気事業者が、他の都道府県の電気事業者の地位を承継した場合の届出先は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北6県、又は新潟県の電気事業者を承継 →経済産業省関東東北保安監督部東北支部に届出</li> <li>・その他の都道府県に営業所を設置 →経済産業省に届出</li> </ul> <p>○ 「2. 手続きの概要」のBの場合の新しい行政庁は次の例のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに東北6県、又は新潟県に営業所を設置 →経済産業省関東東北保安監督部東北支部に新規登録申請</li> <li>・その他の都道府県に営業所を設置 →経済産業省に新規登録申請</li> </ul> <p>○ 上記の場合、承継をした時点で福島県知事の登録は失効されま</p>

		<p>すので、その日から 30 日以内に「登録証返納届出書」【添付様式第 11】に、次の書類を添付して登録行政庁に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県知事が交付した従前の登録証</li> <li>・新たに経済産業省（保安監督部）が交付した登録証の写し</li> </ul> <p>○ 承継により、営業所の名称、役員の氏名等の登録証に記載されている事項以外の登録事項に変更が生じる場合は、<a href="#">§ 1-3 登録事項の変更届出</a>が同時に必要になります。</p>
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

様式第6（第6条）

(福島県収入証紙はりつけ欄)
----------------

登録電気工事業者承継届出書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 024-999-0000

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

承 継 の 原 因	譲渡（相続、合併、分割…など）
被承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	令和4年5月6日 ※被承継者（権利を失う者）の登録情報を記入
承継者が登録を受けた年月日及び登録番号	令和3年4月5日 福島県知事 第ABC1008号 ※承継者（権利を受け取る者）の登録情報を記入。
被承継者に関する登録証の添付の有無	あり（なし）

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

（福島県収入証紙はりつけ欄）
----------------

登録電気工事業者承継届出書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 兵庫県神戸市姫路区甲子園1-1

氏名又は名称 ♪♪電気産業㈱

法人にあっては 代表取締役 ♪♪ √√  
代表者の氏名

電 話 番 号 078-000-9999

登録電気工事業者の地位を承継したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第9条第3項（当該承継により登録証に記載された事項に変更があったときは、第9条第3項及び第10条）の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者に関する事項	氏名又は名称 法人にあってはその代表者の氏名 住 所 登録を受けた年月日及び登録番号 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類 主任電気工事士等の氏名 電気工事士免状の種類及び交付番号	福島県知事 第ABC1008号 代表取締役 ★★ ▲▲ 福島県郡山市会津1-2-3 福島県知事 第ABC1008号 一般用電気工作物等、自家用電気工作物 ★★ ◆◆ 福島県知事 第2種電気工事士 第99999号 兵庫県知事 第MBS1179号
承継者に関する事項	登録を受けた年月日及び登録番号 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類 主任電気工事士等の氏名 電気工事士免状の種類及び交付番号	一般用電気工作物等、自家用電気工作物 ♪♪ √√ 兵庫県知事 第1種電気工事士 第55555号
被承継者に関する登録証の添付の有無	あり（なし）	

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 営業所が2以上の場合は、必要に応じ欄を設けること。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲▲ ⑩

私 ★★ ▲▲ は、電気工事業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲ ㊞

当社及び当社の役員は、電気工事業の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 電気工事業譲渡証明書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

譲り渡した者 住 所 福島県いわき市原町 5 5 5  
氏名又は名称 いわき電気カンパニー(株)  
法人にあつては 〆 〆 〇 〇  
代表者の氏名  
電 話 番 号 0 2 4 6 - 9 9 - 9 9 9 9  
譲り受けた者 住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
氏名又は名称 (株)★★電気工事  
法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名  
電 話 番 号 0 2 4 - 9 9 9 - 0 0 0 0

次のとおり電気工事業の譲渡について証明します。

- 1 登録を受けた年月日及び登録番号 令和 2 年 3 月 4 日 福島県知事 第 RFC1458 号  
※譲り渡した者の情報を記入
- 2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類
いわき電気カンパニー(株) 本店	福島県いわき市原町 5 5 5	一般用電気工作物等 自家用電気工作物

- 3 譲渡の年月日

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

様式第9(第6条)

登録電気工事業者相続同意証明書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事様

住所 福島県白河市只見777

証明者氏名 ○○ △△

電話番号 024-444-4444

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏名 福島県白河市只見666

住所 ○○ ▲▲ (死亡した者の情報を記入)

2 登録の年月日及び登録番号

令和 2 年 4 月 8 日

福島県知事登録第OBC1314号(死亡した者の情報を記入)

3 登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所

氏名 福島県白河市只見777

住所 ○○ △△ (相続した者の情報を記入)

4 相続開始の年月日

令和 2 年 12 月 20 日

(被相続人が死亡した日付を記入)

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 証明者の項は、登録電気工事業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名捺印すること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

登録電気工事業者相続証明書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住所 福島県白河市只見777

証明者

氏名 ○○ △△

次のとおり登録電気工事業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所

氏名 福島県白河市只見666

住所 ○○ ▲▲ (死亡した者の情報を記入)

2 登録の年月日及び登録番号

令和 2 年 4 月 8 日

福島県知事登録第OBC1314号 (死亡した者の情報を記入)

3 登録電気工事業者の地位を承継した者の氏名及び住所

氏名 福島県白河市只見777

住所 ○○ △△ (相続した者の情報を記入)

4 相続開始の年月日

令和 2 年 12 月 20 日

(被相続人が死亡した日付を記入)

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 証明者は二人以上とすること。
- 3 ×印の項は、記載しないこと。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

電気工事業承継証明書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

被承継者 住 所 福島県いわき市原町555  
名 称 いわき電気カンパニー(株)  
代表者の氏名 〇〇 〇〇

承 継 者 住 所 福島県郡山市会津1-2-3  
名 称 (株)★★電気工事  
代表者の氏名 代表取締役 ★★ ▲▲

次のとおり電気工事業の承継について証明します。

- 1 登録を受けた年月日及び登録番号  
令和 4 年 5 月 6 日  
福島県知事第CBC1053号  
※被承継者(登録を失う者)の情報を記入
- 2 営業所の名称及び所在の場所並びに当該営業所の業務に係る電気工事の種類  
一般用電気工作物等、自家用電気工作物  
※被承継者(登録を失う者)の情報を記入
- 3 承継の年月日  
令和 5 年 12 月 15 日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

[添付様式 11]

## 登 録 証 返 納 届 出 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては

代表者の氏名 代表取締役 ★★ ▲▲

電気工事業の業務の適正化に関する法律第 15 条の規定により、登録証を返納します。

[返納理由] (どちらかに○をすること。)

承継により、所管行政庁が変更になったため。

2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業の許可を福島県知事以外から受けたので、所管行政庁が変更になったため。

§ 1 - 6 登録電気事業者の事業廃止の届出

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録電気事業者の事業廃止の届出
2	手続きの概要	登録電気事業者がその事業全部を廃止したときに、その旨を届け出る。
3	根拠規定	電気工事業法第11条
4	申請単位	事業を廃止した事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	廃止の日から30日以内
6	提出先	登録を受けている行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に届出
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	①電気工事業廃止届書【規則様式第12】 ②交付を受けていた登録証
10	注意事項	○ 実際に電気工事業を廃止した場合のほか、個人で営んでいた登録電気事業者が法人化した場合（法人から個人の場合も同じ）には、従前の個人（又は法人）の事業廃止の届出が必要です。 ※ 個人で営んでいた登録電気事業者を廃止した後、30日以内であれば、その地位を承継することができます。（法人から個人の場合も同じ）。この場合は、 <a href="#">§ 1 - 5 電気工事業者承継届出</a> が必要です。 ○ 登録電気事業者を紛失した場合、登録証紛失届【添付様式12】を併せて提出してください。
11	お問い合わせ先	県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709 県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295 県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548 会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295 南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062 相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144 いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203 白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表） 県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189 ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）

電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 024-999-0000

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号 令和 3 年 4 月 5 日 第 ABC1008 号

2 事業を廃止した年月日 令和 5 年 12 月 15 日

3 事業を廃止した理由  
業務縮小に伴う。  
※簡潔に記入してください。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

[添付様式 1 2]

# 登 録 証 紛 失 届

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

更新登録申請

登録証を紛失し、 に伴う返納ができませんので届け出ます。

事業廃止の届出

なお、紛失した登録証を発見した場合は、速やかに県に返納いたします。

§ 1 - 7 登録電気工事業者の登録証の再交付

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録電気工事業者の登録証の再交付
2	手続きの概要	登録電気工事業者が交付を受けていた登録証を紛失したとき、又は汚したときに再交付の申請をする。
3	根拠規定	電気工事業法第12条
4	申請単位	登録証を紛失した、又は汚した事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	特に決まってはいませんが、汚したこと、又は紛失した事実を確認したら速やかに再交付を受けてください。
6	提出先	登録証の交付を受けた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に申請
7	申請手数料	2,200円（福島県収入証紙により納付をお願いします）
8	提出部数	1部
9	提出書類	登録証再交付申請書【規則様式第13】
10	注意事項	紛失に伴う再発行を受けた後、紛失した登録証を発見したときは、発見した登録証を、登録証の再交付を受けた行政庁に返納してください。
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

登録証再交付申請書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日及び登録番号 令和 3 年 4 月 5 日 第 ABC1008 号

2 再交付の理由

紛失したため。

※簡潔に記入してください。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

§ 1 - 8 登録電気事業者のみなし登録電気事業者への変更

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録電気事業者のみなし登録電気事業者への変更
2	手続きの概要	登録電気事業者が建設業許可を受けた場合、のみなし登録電気事業者に変更になるため、その届出を行う。
3	根拠規定	電気工事業法第34条
4	申請単位	建設業許可を受けた事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	建設業許可を受けてから概ね30日以内
6	提出先	登録電気事業者の登録証の交付を受けていた行政庁
7	申請手数料	不要
8	提出部数	1部
9	提出書類	登録証返納届出書【規則様式第11】
10	注意事項	<p>○ 建設業の許可を受けた時点で登録電気事業者の登録は失効します。</p> <p>○ のみなし登録電気事業者の事業開始届が別に必要になります。詳しくは <a href="#">§ 3 - 1 のみなし登録電気事業者の事業開始届</a> を参照してください。</p>
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

[添付様式 11]

## 登 録 証 返 納 届 出 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては

代表者の氏名 代表取締役 ★★ ▲▲

電気工事業の業務の適正化に関する法律第 15 条の規定により、登録証を返納します。

[返納理由] (どちらかに○をすること。)

1 承継により、所管行政庁が変更になったため。

2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業の許可を福島県知事以外から受けたので、所管行政庁が変更になったため。

§ 2-1 通知電気工事業者の事業開始通知

No.	項目	内容
1	手続きの名称	通知電気工事業者の事業開始通知
2	手続きの概要	自家用電気工事のみの業務を営もうとする者は、予め通知をする。
3	根拠規定	電気工事業法第17条の2第1項
4	申請単位	事業を開始しようとする事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	事業を開始しようとする10日前までに
6	提出先	○ 1つの地方振興局管内のみに営業所を置く場合 → 各地方振興局県民（環境）部に通知
		○ 2つ以上の地方振興局管内に営業所を置く場合 → 県庁消防保安課に通知
		○ 2つ以上の都道府県に営業所を置く場合 → 経済産業省への通知となります。別途お問い合わせください。
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	① 電気工事業者開始通知書【規則様式第14の2】
		② 登記事項証明書（法人の場合のみ。）
		③ 誓約書 →申請者が個人の場合、【添付様式1】 申請者が法人の場合、【添付様式2】
		④ 営業所位置図【添付様式10】
10	注意事項	② 登記事項証明書は、なるべく最近取得したもの（概ね3か月以内）を提出してください。
		○ 受理通知書が発行されますので、紛失しないようにしてください。
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

様式第14の2(第10条の2)

## 電気工事業開始通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項により、次のとおり通知します。

### 1 営業所

営業所の名称	所在の場所
(株)★★電気工事 □□営業所	福島県郡山市会津1-2-3

### 2 法人にあつては、その役員の氏名

★★ ○○、★★ ◎◎

※登記簿謄本に記載されている役員の氏名を記入

### 3 電気工事業の開始予定年月日

令和 6 年 1 月 10 日

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲▲ ⑩

私 ★★ ▲▲ は、電気工事業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲ ㊞

当社及び当社の役員は、電気工事業の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

[添付様式 10]

営業所位置図

営業所の名称 ㈱★★電気工事 □□営業所

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 2 - 2 通知電気事業者の通知事項の変更届

No.	項目	内容
1	手続きの名称	通知電気事業者の通知事項の変更届
2	手続きの概要	通知電気事業者の通知事項に変更があった場合には、変更のあった日から30日以内に変更の通知をする。
3	根拠規定	電気工事業法第17条の2第4項
4	申請単位	変更のあった事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	変更のあった日から30日以内までに
6	提出先	通知をした行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に通知
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	<p>①通知事項変更通知書【規則様式第14の4】</p> <p>■通知をした者の氏名及び住所を変更した場合</p> <p>②改姓、改名の場合は戸籍抄本（個人の場合）</p> <p>③登記事項証明書（法人の場合）</p> <p>■法人の代表者及び役員の氏名を変更した場合</p> <p>②誓約書（法人の場合）【添付様式2】</p> <p>③登記事項証明書</p> <p>■営業所の名称及び所在地を変更した場合</p> <p>②営業所の名称、所在地が確認できるもの</p> <p>③営業所の位置図【添付様式10】</p>
10	注意事項	○ 市町村の廃置分合、区画整理に伴う地番の変更等に伴う住所表記の変更の場合は、手続き不要です。
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

## 通知事項変更通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 024-999-0000

通知電気工事業者の通知事項に変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項の規定において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日  
令和 5 年 6 月 7 日
- 2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
(役員の変更) ★★ ○○ (退任)	★★ ◆◆ (就任)

3 変更の年月日 令和 5 年 12 月 20 日

4 変更の理由 役員改選のため  
※変更の理由は簡潔に記入してください。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3  
登録申請者  
氏 名 代表取締役 ★★ ▲▲ ㊞

当社及び当社の役員は、電気工事業の適正化に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当しない者であることを誓約いたします。

[添付様式 10]

営 業 所 位 置 図

営業所の名称 ㈱★★電気工事

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして  
矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 2 - 3 通知行政庁の変更通知

No.	項目	内容
1	手続きの名称	通知行政庁の変更通知
2	手続きの概要	福島県知事に開始通知を行っていた通知電気工事業者が、次に該当することになった場合、通知行政庁が変わるので、改めて開始通知をする。 A 県内の営業所を廃止して他の1つの都道府県に営業所を置くことになった場合 B 他の都道府県に営業所を増設することになった場合
3	根拠規定	電気工事業法第17条の2第2項、第3項
4	申請単位	変更がある事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	新しい行政庁への通知を行い、新たな通知行政庁が交付した受理通知書の交付を受けた後、速やかに。
6	提出先	通知をしていた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に通知
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	①通知行政庁変更届出書【規則様式第14の3】 ②新たな通知行政庁が交付した受理通知書の写し
10	注意事項	○ 新しい行政庁に通知をした時点で福島県の登録は失効します。 ○ 「2. 手続きの概要」のBの場合の新しい行政庁は次の例のとおりです。 ・新たに東北6県、又は新潟県に営業所を設置 →経済産業省関東東北保安監督部東北支部に新規開始通知 ・その他の都道府県に営業所を設置 →経済産業省に新規開始通知
11	お問い合わせ先	県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709 県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295 県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548 会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295 南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062 相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144 いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203 白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表） 県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189 ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）

通知行政庁変更通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第2項（第3項）の規定により、次のとおり通知します。

- 1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による従前の通知の年月日  
令和 5 年 6 月 7 日
- 2 新たに通知をした行政庁及び通知の年月日  
山形県知事  
令和 5 年 12 月 15 日

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

§ 2 - 4 通知電気工事業者の受理通知書の再交付

No.	項目	内容
1	手続きの名称	通知電気工事業者の受理通知書の再交付
2	手続きの概要	通知電気工事業者が交付を受けていた受理通知書を紛失したとき、又は汚したときに再交付の申請をする。
3	根拠規定	法的根拠はなく、義務ではありませんが、受理通知書があって初めて営業が認められたこととなりますので、なるべく申請してください。
4	申請単位	受理通知書を紛失した、又は汚した事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	特に決まってはいませんが、汚したこと、又は紛失した事実を確認したら速やかに再交付を受けてください。
6	提出先	受理通知書の交付を受けた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に申請
7	申請手数料	不要
8	提出部数	1部
9	提出書類	電気工事業者受理通知書の再交付申請書【添付様式第13】
10	注意事項	○ 紛失に伴う再発行を受けた後、紛失した受理通知書を発見したときは、発見した受理通知書を、受理通知書の再交付を受けた行政庁に返納してください。 ※ 電気工事業者法第22条では、電気工事業者は、その請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならないことになっています。 そのため、この規定に支障がないかを客観的に判断するために受理通知書の存在を確認することが必要ですので、紛失等があった場合は、再交付を受けてください。
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

[添付様式13]

## 電気工事業者受理通知書の再交付申請書

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあっては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 024-999-0000

通知電気工事業者受理通知書

みなし登録電気工事業者届出受理通知書

みなし通知電気工事業者受理通知書

の再交付を受けたいので、

次のとおり申請します。

1 届出の年月日及び届出番号

令和 5 年 6 月 7 日

※わかる範囲で記入してください。

2 再交付申請の理由

紛失したため。

※簡潔に記入してください。

なお、紛失した受理通知書を発見した場合には、速やかに県に返納いたします。

§ 2 - 5 通知電気事業者の事業廃止の通知

No.	項目	内容
1	手続きの名称	通知電気事業者の事業廃止の通知
2	手続きの概要	通知電気事業者がその事業全部を廃止したときに、その旨を通知する。
3	根拠規定	電気工事業法第 17 条の 2 第 4 項
4	申請単位	廃止をした事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	廃止の日から 30 日以内
6	提出先	通知をしていた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に通知
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2 部（正本 1 部、副本 1 部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	○電気工事業廃止通知書【規則様式第 14 の 5】
10	注意事項	○ 実際に電気工事業を廃止した場合のほか、個人で営んでいた通知電気事業者が法人化した場合（法人から個人の場合も同じ）には、従前の個人（又は法人）の事業廃止の通知が必要です。 ※ 個人で営んでいた登録電気事業者を廃止した後、30 日以内であれば、その地位を承継することができます。（法人から個人の場合も同じ）。この場合は、 <a href="#">§ 1 - 5 電気工事業者承継届出</a> が必要です。
11	お問い合わせ先	県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709 県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295 県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548 会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295 南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062 相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144 いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203 白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表） 県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189 ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）

## 電気工事業廃止通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第4項において読み替えて準用する同法第11条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知の年月日  
令和 5 年 6 月 7 日
- 2 事業を廃止した年月日  
令和 5 年 12 月 25 日
- 3 事業を廃止した理由  
業務縮小に伴う。  
※簡潔に記入してください。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

§ 3-1 みなし登録電気工事業者の事業の開始届出

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし登録電気工事業者の登録申請
2	手続きの概要	福島県知事の建設業の許可を受けた者が、一般用電気工作物等、又は一般用電気工作物等及び自家用電気工作物の工事の業務を開始したときは、電気工事業の開始届出をする。
3	根拠規定	電気工事業法第34条第4項
4	申請単位	電気工事業を開始した事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	業務を開始してから概ね30日以内までに
6	提出先	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1つの地方振興局管内のみに営業所を置く場合 → 各地方振興局県民（環境）部に申請</li> <li>※(特例)白河市のみに営業所を置く場合、白河市役所建築住宅課に届出</li> <li>○ 2つ以上の地方振興局管内に営業所を置く場合 → 県庁消防保安課に届出</li> <li>○ 2つ以上の都道府県に営業所を置く場合 → 経済産業省への届出となります。別途お問い合わせください。</li> </ul>
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 電気工事業開始届出書【規則様式第18】</li> <li>② 建設業許可証の写し</li> <li>③ 登記事項証明書（法人の場合のみ。）</li> <li>④ 誓約書（主任電気工事用）【添付様式3】 → 申請者が個人で、申請者自身が主任電気工事士となる場合のみ提出不要。</li> <li>⑤ 雇用証明書【添付様式4】 → 申請者が個人で、主任電気工事士を雇用する場合、又は、申請者が法人で、役員以外が主任電気工事士となる場合のみ提出。</li> <li>⑥ 主任電気工事士等実務経験証明書 → 主任電気工事士が第2種電気工事士の場合のみ提出。 → 現在雇用されている者から証明を受ける場合、【添付様式5】 → 過去に雇用していた者から証明を受ける場合、【添付様式6】</li> <li>⑦ 主任電気工事士となる者の電気工事士免状（写し） ※ 第一種電気工事士を主任電気工事士とする場合は、講習受講状況の確認のため、裏面の写しも添付してください。</li> <li>⑧ 営業所位置図【添付様式10】</li> </ul>
10	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 登記事項証明書は、なるべく最近取得したもの（概ね3か月以内）を提出してください。</li> <li>⑥ 過去に勤務していた会社から実務経験証明書を得ることができない場合（法人閉鎖、発行拒否等）は、下記までご相談ください。</li> <li>○ 受理通知書が発行されますので、紛失しないようにしてください。</li> </ul>
11	お問い合わせ先	<p>           県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709            県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295            県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548            会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295            南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062            相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144            いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203            白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）            県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189            ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、            13時00分～17時15分（平日のみ）         </p>

様式第18(第24条)

電気工事業開始届

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  
令和5年12月15日 福島県知事許可(般-5) 第99999号
- 2 電気工事業を開始した年月日  
令和5年12月20日
- 3 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
(株)★★ 電気工事 □□営業所	福島県郡山 市会津 1-2-3	一般用電気工作物等、 自家用電気工作物	★★ ◆◆	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物等」又は「自家用電気工作物」を記載すること。
- 4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあつては※印を付すること。
- 5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。
- 6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

# 誓 約 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

登録申請者  
又は届出者 氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役  
代表者の氏名 ★★ ▲▲ ㊞

下記の営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

## 記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
(株)★★電気工事□□営業所	★★ ◆◆	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号

[添付様式4]

## 雇 用 証 明 書

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

登録申請者  
又は届出者

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役

代表者の氏名 ★★ ▲▲

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明します。

記

主任電気工事士の氏名	★★ ◆◆
住 所	福島県郡山市相馬 1 - 2
生 年 月 日 ・ 年 令	昭和 5 6 年 7 月 8 日 満 4 2 才
雇 用 年 月 日	平成 1 2 年 3 月 4 日

### 主任電気工事士等実務経験証明書

(1) 登録申請者（届出者）本人  
 下記1の電気工事士は、(2) 登録申請者（届出者）の役員 であり  
(3) 登録申請者（届出者）の使用人

下記2のとおり電気工事に従事していることに相違ありません。

令和 6 年 1 月 1 日

登録申請者 (株)★★電気工事  
 又は届出者 代表取締役 ★★ ▲▲

福島県知事 様

#### 記

1 電 気 工 事 士	電気工事士の氏名	★★ ◆◆
	生年月日・年令	昭和56年 7月 8日 42才
	現住所	〒963-9999 福島県郡山市相馬1-2
	電気工事士免状の交付年月日	平成11年1月1日
	免状交付番号	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号
2 電気工事士が登録申請者の行う電気工事に従事した職歴		
所 属 名	期 間	業 務 の 内 容
工事部工事課	H12年 3月 4日 ～ R5年 12月 31日	左記の期間、一般用電気工作物等の工事に作業員として従事した。 <具体的な作業内容> ・コンセント等の移設・増設に伴う低圧屋内配線工事 (工事件数年間 20件)

(記載注意)

- 1 この証明書は、被証明者1人につき作成すること。
- 2 (1) 登録申請者（届出者）本人、(2) 登録申請者（届出者）の役員、(3) 登録申請者（届出者）の使用人については、該当するものを○でかこむこと。
- 3 所属名は、○○営業所○○担当というごとく具体的に記入すること。
- 4 業務の内容は、○○用電気工作物の電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
- 5 なお、主任電気工事士の職歴のあるものについては、その旨を明記すること。

### 主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

令和 6 年 1 月 1 日

住 所 大阪府大阪市梅田区難波1-1-1  
 証 明 者 氏名又は名称 大阪電気工事(株)  
 法人にあっては  
 代表者の氏名 鶴橋 太郎

福島県知事 様

#### 記

1 電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名	★★ ◆◆	
	生 年 月 日 ・ 年 令	昭和56年 7 月 8 日 42 才	
	現 住 所	〒963-9999 福島県郡山市相馬1-2	
	電 気 工 事 士 免 状 の 交 付 年 月 日	平成11年1月1日	
	免 状 交 付 番 号	福島県知事 第2種電気工事士 第99999号	
2 電 気 工 事 に 従 事 し た 職 歴			
所 属 名		期 間	業 務 の 内 容
工事部工事課		H12年3月4日 ～ R5年12月31日	左記の期間、一般用電気工作物等の工事に作業者として従事した。 ＜具体的な作業内容＞ ・コンセント等の移設・増設に伴う低圧屋内配線工事 (工事件数年間20件)
3 証 明 者 の 事 業 内 容		電 気 工 事 業	

(記載注意)

- 1 所属名は、○○営業所○○担当というごとく具体的に記入すること。
- 2 業務の内容は、○○用電気工作物の電気工事の施工業務、検査業務等具体的に記入すること。
- 3 なお、主任電気工事士の職歴のあるものについては、その旨を明記すること。

[添付様式 10]

営業所位置図

営業所の名称 ㈱★★電気工事 □□営業所

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 3-2 みなし登録電気工事業者の届出事項の変更届出

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし登録電気工事業者の届出事項の変更届出
2	手続きの概要	みなし登録電気工事業者の登録事項に変更があった場合には、変更の届出をする。
3	根拠規定	電気工事業法第34条第4項
4	申請単位	変更のあった事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	変更のあった日から概ね30日以内までに
6	提出先	登録を受けている行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に届出
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	<p>①電気工事業に係る変更届出書【規則様式第19】</p> <p>■届出をした者の氏名及び住所を変更した場合            ②建設業許可に係る変更届出書の写し（受付印のあるもの）            ③（従前の）みなし登録電気工事業者受理通知書</p> <p>■法人の代表者及び役員の氏名を変更した場合            ②建設業許可に係る変更届出書の写し（受付印のあるもの）</p> <p>■営業所の名称及び所在地を変更した場合            ②営業所の位置図【添付様式10】            ③営業所の増設の場合は、選任された主任電気工事士に関する一切の書類（<a href="#">§3-1 みなし登録電気工事業者の登録申請</a>の「9 提出書類」の④～⑦のうち、必要なもの）</p> <p>■主任電気工事士の氏名を変更した場合            ②戸籍抄本</p> <p>■主任電気工事士を変更した場合            ②新たに選任された主任電気工事士に関する一切の書類（<a href="#">§3-1 みなし登録電気工事業者の登録申請</a>の「9 提出書類」の④～⑦のうち、必要なもの）</p> <p>■主任電気工事士の電気工事士免状の種類及び交付番号を変更した場合            ②電気工事士免状の写し</p> <p>■建設業許可年月日及び許可番号            ②建設業許可証の写し</p> <p>■建設業許可行政庁            ②新たな建設業許可証の写し</p>
10	注意事項	<p>○ 市町村の廃置分合、区画整理に伴う地番の変更等に伴う住所表記の変更の場合、手続きは不要です。</p> <p>○ 建設業の許可行政庁が変更した場合は、福島県知事に変更届出の他、変更後の届出行政庁にも遅滞なく「電気工事業に係る変更届出書」を提出してください。（添付書類は変更後の届出行政庁にご確認願います。）</p>
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所 建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、            13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

電気工事業に係る変更届出書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

電気工事業の開始に伴う届出事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  
許可年月日 令和5年12月15日 福島県知事許可(般-5) 第99999号
- 2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
建設業許可の更新 平成30年12月15日 福島県知事許可 (般-30) 第88888号	令和5年12月15日 福島県知事許可 (般-5) 第99999号

- 3 変更の年月日 令和 5 年 1 2 月 1 5 日
- 4 変更の理由 建設業許可の更新のため
- 5 届出番号及び年月日 第TBC1260号 平成30年12月15日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。

[添付様式 10]

営業所位置図

営業所の名称 ㈱★★電気工事

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 3 - 3 みなし登録電気工事業者の受理通知書の再交付

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし登録電気工事業者の受理通知書の再交付
2	手続きの概要	みなし登録電気工事業者が交付を受けていた受理通知書を紛失したとき、又は汚したときに再交付の申請をする。
3	根拠規定	法的根拠はなく、義務ではありませんが、受理通知書があつて初めて営業が認められたこととなりますので、なるべく申請してください。
4	申請単位	受理通知書を紛失した、又は汚した事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	特に決まってはいませんが、汚したこと、又は紛失した事実を確認したら速やかに再交付を受けてください。
6	提出先	受理通知書の交付を受けた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に申請
7	申請手数料	不要
8	提出部数	1部
9	提出書類	電気工事業者受理通知書の再交付申請書【添付様式第13】
10	注意事項	紛失に伴う再発行を受けた後、紛失した受理通知書を発見したときは、発見した受理通知書を、受理通知書の再交付を受けた行政庁に返納してください。
11	お問い合わせ先	<p>                     県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709                      県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295                      県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548                      会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295                      南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062                      相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144                      いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203                      白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）                      県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189                      ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、                      13時00分～17時15分（平日のみ）                 </p>

[添付様式13]

## 電気工事業者受理通知書の再交付申請書

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 024-999-0000

通知電気工事業者受理通知書

みなし登録電気工事業者届出受理通知書

みなし通知電気工事業者受理通知書

の再交付を受けたいので、

次のとおり申請します。

### 1 届出の年月日及び届出番号

令和 5 年 6 月 7 日 第TBC1260号

※わかる範囲で記入してください。

### 2 再交付申請の理由

紛失したため。

※簡潔に記入してください。

なお、紛失した受理通知書を発見した場合には、速やかに県に返納いたします。

§ 3 - 4 みなし登録電気事業者の事業廃止の届出

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし登録電気事業者の事業廃止の届出
2	手続きの概要	みなし登録電気事業者がその事業全部を廃止したときに、その旨を届出する。
3	根拠規定	電気工事業法第17条の2第4項
4	申請単位	廃止をした事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	廃止の日から30日以内
6	提出先	届出をしていた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に届出
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	○電気工事業廃止届出書【規則様式第20】
10	注意事項	○ 実際に電気工事業を廃止した場合のほか、個人で営んでいた通知電気事業者が法人化した場合（法人から個人の場合も同じ）には、従前の個人（又は法人）の事業廃止の通知が必要です。 ※ 建設業の廃業等により、建設業法第12条に基づく「廃業等の届出」をするに至ったときは、電気工事業法の「事業廃止の届出」も必要です。
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

様式第20(第25条)

## 電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電話番号 024-999-0000

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 令和5年6月15日 福島県知事許可(般-5) 第99999号

2 事業を廃止した年月日

令和5年12月15日

3 事業を廃止した理由

事業整理に伴う。

※簡潔に記入してください。

4 届出番号及び年月日

第TBC1260号 令和5年6月15日

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

§ 4-1 みなし通知電気工事業者の事業の開始通知

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし通知電気工事業者の登録申請
2	手続きの概要	福島県知事の建設業の許可を受けた者が、自家用電気工事のみの業務を開始したときは、電気工事業の開始通知をする。
3	根拠規定	電気工事業法第34条第5項
4	申請単位	電気工事業を開始した事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	業務を開始してから概ね30日以内までに
6	提出先	○ 1つの地方振興局管内のみに営業所を置く場合 → 各地方振興局県民（環境）部に通知
		○ 2つ以上の地方振興局管内に営業所を置く場合 → 県庁消防保安課に通知
		○ 2つ以上の都道府県に営業所を置く場合 → 経済産業省への通知となります。別途お問い合わせください。
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	① 電気工事業開始通知書【規則様式第21】
		② 建設業許可証の写し
		③ 登記事項証明書（法人の場合のみ。）
		④ 営業所位置図【添付様式10】
10	注意事項	③ 登記事項証明書は、なるべく最近取得したもの（概ね3か月以内）を提出してください。
		○ 受理通知書が発行されますので、紛失しないようにしてください。
11	お問い合わせ先	<p>                     県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709                      県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295                      県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548                      会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295                      南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062                      相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144                      いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203                      白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）                      県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189                      ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、                      13時00分～17時15分（平日のみ）                 </p>

様式第 2 1 (第 2 6 条)

## 電気工事業開始通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 0 2 4 - 9 9 9 - 0 0 0 0

電気工事業を開始しましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 4 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 令和 5 年 6 月 1 5 日 福島県知事許可 (般 - 5) 第 9 9 9 9 9 号

2 電気工事業を開始した年月日

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

3 営業所

営 業 所 の 名 称	所 在 の 場 所
(株)★★電気工事 □□営業所	福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

(備考)

- 1 この用紙の大きさは日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。  
この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

[添付様式 10]

営業所位置図

営業所の名称 ㈱★★電気工事 □□営業所

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 4 - 2 みなし通知電気工事業者の通知事項の変更通知

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし通知電気工事業者の届出事項の変更届出
2	手続きの概要	みなし通知電気工事業者の通知事項に変更があった場合には、変更の通知をする。
3	根拠規定	電気工事業法第34条第5項
4	申請単位	変更のあった事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	変更のあった日から概ね30日以内までに
6	提出先	登録を受けている行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に通知
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	<p>①電気工事業に係る変更通知書【規則様式第22】</p> <p>■通知をした者の氏名及び住所を変更した場合 ②建設業許可に係る変更届出書の写し（受付印のあるもの）</p> <p>■法人の代表者及び役員の氏名を変更した場合 ②建設業許可に係る変更届出書の写し（受付印のあるもの）</p> <p>■営業所の名称及び所在地を変更した場合 ②営業所の位置図【添付様式10】</p> <p>■建設業許可年月日及び許可番号 ②建設業許可証の写し</p> <p>■建設業許可行政庁 ②新たな建設業許可証の写し</p>
10	注意事項	<p>○ 市町村の廃置分合、区画整理に伴う地番の変更等に伴う住所表記の変更の場合、手続きは不要です。</p> <p>○ 建設業の許可行政庁が変更した場合は、福島県知事に変更届出の他、変更後の届出行政庁にも遅滞なく「電気工事業に係る変更届出書」を提出してください。（添付書類は変更後の届出行政庁にご確認願います。）</p>
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

電気工事業に係る変更通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 0 2 4 - 9 9 9 - 0 0 0 0

電気工事業の開始に伴う通知事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 4 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号  
許可年月日 令和 5 年 1 2 月 1 5 日 福島県知事許可 (般 - 5) 第 9 9 9 9 9 号

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
建設業許可の更新 平成 3 0 年 1 2 月 1 5 日 福島県知事許可 (般 - 3 0) 第 8 8 8 8 8 号	令和 5 年 1 2 月 1 5 日 福島県知事許可 (般 - 5) 第 9 9 9 9 9 号

- 3 変更の年月日 令和 5 年 1 2 月 1 5 日

- 4 変更の理由 建設業許可の更新のため

- 5 届出番号及び年月日 第 TBC1260 号 平成 3 0 年 1 2 月 1 5 日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。  
2 ×印の項は、記載しないこと。

[添付様式 10]

営 業 所 位 置 図

営業所の名称 ㈱★★電気工事

最寄りの駅から営業所までの道順

N



(手書きの図でも、インターネットから地図をダウンロードして  
矢印等を記入するのでも構いません。)

(注) 東北本線 郡山 駅下車 行バスを利用し  
停留所で下車し 西口 方向に向かって徒歩 15 分で  
上記営業所に到着する。

§ 4 - 3 みなし通知電気工事業者の受理通知書の再交付

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし通知電気工事業者の受理通知書の再交付
2	手続きの概要	みなし通知電気工事業者が交付を受けていた受理通知書を紛失したとき、又は汚したときに再交付の申請をする。
3	根拠規定	法的根拠はなく、義務ではありませんが、受理通知書があって初めて営業が認められたこととなりますので、なるべく申請してください。
4	申請単位	受理通知書を紛失した、又は汚した事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	特に決まってはいませんが、汚したこと、又は紛失した事実を確認したら速やかに再交付を受けてください。
6	提出先	受理通知書の交付を受けた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に申請
7	申請手数料	不要
8	提出部数	1部
9	提出書類	電気工事業者受理通知書の再交付申請書【添付様式第13】
10	注意事項	○ 紛失に伴う再発行を受けた後、紛失した受理通知書を発見したときは、発見した受理通知書を、受理通知書の再交付を受けた行政庁に返納してください。 ※ 電気工事業者法第22条では、電気工事業者は、その請け負った電気工事を当該電気工事に係る電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせてはならないことになっています。 そのため、この規定に支障がないかを客観的に判断するために受理通知書の存在を確認することが必要ですので、紛失等があった場合は、再交付を受けてください。
11	お問い合わせ先	県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709 県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295 県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548 会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295 南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062 相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144 いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203 白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表） 県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189 ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）

[添付様式13]

## 電気工事業者受理通知書の再交付申請書

令和 6 年 1 月 1 日

福島県知事 様

住 所 福島県郡山市会津1-2-3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 024-999-0000

通知電気工事業者受理通知書

みなし登録電気工事業者届出受理通知書

みなし通知電気工事業者受理通知書

の再交付を受けたいので、

次のとおり申請します。

1 届出の年月日及び届出番号

令和 5 年 6 月 7 日

※わかる範囲で記入してください。

2 再交付申請の理由

紛失したため。

※簡潔に記入してください。

なお、紛失した受理通知書を発見した場合には、速やかに県に返納いたします。

§ 4-4 みなし通知電気工事業者の事業廃止の通知

No.	項目	内容
1	手続きの名称	みなし通知電気工事業者の事業廃止の通知
2	手続きの概要	みなし通知電気工事業者がその事業全部を廃止したときに、その旨を通知する。
3	根拠規定	電気工事業法第34条第5項
4	申請単位	廃止をした事業者ごと（営業所ごとではない）
5	提出の時期	廃止の日から30日以内
6	提出先	通知をしていた行政庁（地方振興局、白河市役所、県庁消防保安課）に通知
7	申請手数料	不要
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	○電気工事業廃止通知書【規則様式第23】
10	注意事項	○ 実際に電気工事業を廃止した場合のほか、個人で営んでいた通知電気工事業者が法人化した場合（法人から個人の場合も同じ）には、従前の個人（又は法人）の事業廃止の通知が必要です。 ※ 個人で営んでいた登録電気工事業者を廃止した後、30日以内であれば、その地位を承継することができます。（法人から個人の場合も同じ）。この場合は、 <a href="#">§ 1-5 電気工事業者承継届出</a> が必要です。 ※ 建設業の廃業等により、建設業法第12条に基づく「廃業等の届出」をするに至ったときは、電気工事業法の「事業廃止の届出」も必要です。
11	お問い合わせ先	<p>県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709</p> <p>県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295</p> <p>県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548</p> <p>会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295</p> <p>南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062</p> <p>相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144</p> <p>いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203</p> <p>白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）</p> <p>県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189</p> <p>※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、 13時00分～17時15分（平日のみ）</p>

様式第 2 3 (第 2 7 条)

## 電気工事業廃止通知書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

福島県知事 様

令和 6 年 1 月 1 日

住 所 福島県郡山市会津 1 - 2 - 3

氏名又は名称 (株)★★電気工事

法人にあつては 代表取締役 ★★ ▲▲  
代表者の氏名

電 話 番 号 0 2 4 - 9 9 9 - 0 0 0 0

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第 3 4 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

1 建設業法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

許可年月日 令和 5 年 6 月 1 5 日 福島県知事許可 (般 - 5) 第 9 9 9 9 9 号

2 事業を廃止した年月日

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

3 事業を廃止した理由

事業整理に伴う。

※簡潔に記入してください。

4 通知番号及び年月日 第 TBC1260 号 令和 5 年 6 月 1 5 日

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。

§ 5 - 1 登録電気工事業者登録簿の謄本の交付等

No.	項目	内容
1	手続きの名称	登録電気工事業者登録簿の謄本の交付等
2	手続きの概要	県庁消防保安課、及び、各地方振興局の登録電気工事業者登録簿は、誰でも閲覧を請求すること、謄本の交付を請求することができます。
3	根拠規定	電気工事業法第16条
4	申請単位	閲覧は1回ごと、謄本の交付請求は紙1枚ごと
5	提出の時期	—
6	提出先	○ 1つの地方振興局管内のみに営業所が対象の場合 → 各地方振興局県民（環境）部に申請
		○ 2つ以上の地方振興局管内に営業所が対象の場合 → 県庁消防保安課に申請
		○ 2つ以上の都道府県に営業所が対象の場合 → 経済産業省への申請となります。別途お問い合わせください。
7	申請手数料	■ 閲覧の請求 1回につき 440 円（福島県収入証紙により納付をお願いします）
		■ 謄本の請求 用紙1枚につき 600 円（福島県収入証紙により納付をお願いします）
8	提出部数	2部（正本1部、副本1部。副本は受理後に返却します）
9	提出書類	○ 登録電気工事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書【規則様式第14】 ※目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消してください。
10	注意事項	○ 事前の書類の準備がありますので、前もってのご連絡をお願いします。
11	お問い合わせ先	<p>           県 北地方振興局県民生活課：024-521-2709            県 中地方振興局県民生活課：024-935-1295            県 南地方振興局県民生活課：0248-23-1548            会 津地方振興局県民生活課：0242-29-5295            南会津地方振興局県民環境課：0241-62-2062            相 双地方振興局県民生活課：0244-26-1144            いわき地方振興局県民生活課：0246-24-6203            白河市役所建築住宅課：0248-22-1111（代表）            県庁危機管理部消防保安課：024-521-7189            ※お問い合わせ時間：8時30分～12時00分、            13時00分～17時15分（平日のみ）         </p>

様式第 14(第 10 条)

( 福 島 県 収 入 証 紙 は り つ け 欄 )

登録電気工事業者登録簿  
謄本交付（閲覧）請求書

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×交付年月日	年 月 日

令和 6 年 1 月 1 日

福 島 県 知 事 様

住所 福島県会津若松市喜多方 1 - 2 - 3

請求者

氏名 須賀川 翔平

電気工事業の業務の適正化に関する法律第 16 条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付（閲覧）を次のとおり請求します。

- 1 謄本交付（閲覧）を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号  
福島県知事 第 ABC1008 号 令和 3 年 4 月 5 日
- 2 謄本交付の枚数（閲覧の回数）及び手数料の額  
1 枚 600 円  
※謄本の交付は、用紙 1 枚につき 600 円、  
閲覧は 1 回につき 440 円です。
- 3 謄本交付（閲覧）を請求する理由  
電気工事業の登録状況の確認のため  
※請求する理由を簡潔に記入してください。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 ×印の項は、記載しないこと。
- 3 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと。